

ご意見の要旨と本市の考え方

ご意見の要旨	本市の考え方
<p>本規則の改正により、御堂筋のより一層の賑わい、誘客に寄与し、市のシンボルロードとしての認知度、価値向上に寄与すると考えます。</p>	<p>御堂筋をはじめとした重点届出区域においては、景観計画を所管する計画調整局と連携し、良好な景観形成に向けた広告物の景観誘導を推進しているところです。</p>
<p>今回の規制緩和は大阪の街の活性化につながり経済の発展にも寄与できると思われるので迅速に進めていただきたい。 今後もこのような規制緩和を行うことに大いに期待いたします。</p>	<p>今回の本規則改正により、重点届出区域の各エリアにふさわしい景観とのバランスを取りながら、にぎわいづくりにつながるよう取り組んでまいります。</p>
<p>人の氏名、法人の名称、商標又は建築物の名称に限定されている、重点届出区域における広告物の表示内容について、海外のハイブランドなどで使用する人物や風景など、一定の芸術的要素を持ち景観に悪影響を及ぼさないと判断できる意匠については、イベント時だけでなく暫定掲出及び常時掲出の許可をいただきたい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の屋外広告物に関する良好な景観形成方策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>一時広告物の意匠計画デザイン協議について、現状、景観計画区域内における事前協議及び届出が下りるまでの期間が長いので最大2週間をめどに短縮願いたい。</p>	<p>景観計画を所管する計画調整局と連携するとともに、屋外広告物許可について、可能な限り迅速に対応してまいります。</p>

(参考)

【資料閲覧場所】

- ・建設局総務部管理課窓口（ATCビル I TM棟6階）
- ・市民情報プラザ（大阪市役所本庁舎1階）
- ・建設局ホームページ